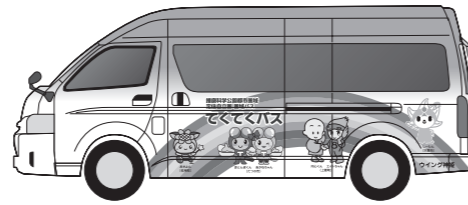




## 圏域バスの車両が新しく変わります

JR播磨新宮駅とJR上郡駅間を運行する圏域バス(てくてくバス)が、3月1日から新車両に変わります。新車両は乗車定員が8名で、各市町(たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町)のイメージキャラクターを描いたデザインです。ぜひ、ご利用ください。



▶ ふるさと創造課 (☎64・3121)



## 新型コロナワクチン接種、早めの接種を!

国の接種事業(無料での接種)は、**令和6年3月31日で終了します。**  
令和6年4月1日以降は、65歳以上の方および60~64歳で対象となる方(※)には、秋冬に自治体による定期接種を行う予定です。

ワクチン接種は、重症化の予防に有効ですので、未接種で希望される方はできるだけ早めの接種をお願いします。  
(※)60~64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

**対象者** ①初回(1・2回目)接種が未接種の方  
②令和5年秋開始接種(令和5年9月20日以降)が未接種の方

**使用ワクチン** ファイザー社製ワクチン(XBB.1.5対応ワクチン)

**予約方法** ①新型コロナワクチンコールセンターにて予約してください。接種場所、日時をお知らせします。  
②各医療機関へ直接ご連絡いただき、予約してください。

**予約・問い合わせ先** たつの市新型コロナワクチンコールセンター(☎63・2266)(受付時間:平日8時30分~18時)



## 令和5年度の健診はもうお済みですか!?

特定健診・がん検診は、**令和6年3月末まで**医療機関において個別健診を実施しています!  
※今年度発行の無料券の有効期限も3月末まで!まだお済みでない方はこの機会を逃さず**お得**に受けましょう!

詳細は健康ライフ4月号または市ホームページでご確認ください。

**申込・問い合わせ先** 健康課(はつらつセンター内)(☎63・2112)

たつの市 健診 検索

まだ間に合う!  
受けよう健診  
お早めに!



## 市内保育所・認定こども園就職フェアを開催 ~たつの市で保育の仕事をしませんか?~

市内で保育士(保育教諭)を目指す学生や市内保育施設での就職を希望している方などを対象に、個別ブース型の就職フェアを開催します。

市内の保育所・認定こども園で働くことに興味のある方、ぜひご参加ください。

**と き** 3月16日(土)13時~16時 ※時間内の入退場は自由

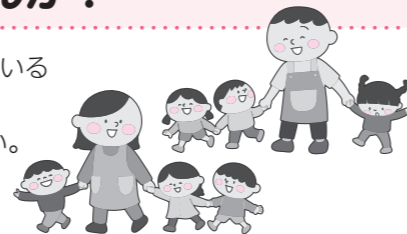
**と ころ** 市役所多目的ホール

**参加施設** 私立保育所・認定こども園15園(西楽保育園、たんぼぼ保育園、揖保みどり保育園、龍野太陽保育園、東栗栖保育園、香島保育園、若見保育所、まことこども園、すみれこども園、旭こども園、あそびの丘、心光こども園、第一仏光こども園、まあや学園、じょうせんこども園)、公立保育施設

**参加方法** 当日直接多目的ホールへお越しください。(申し込み不要)

**参加費** 無料(参加賞あり)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶ 幼児教育課 (☎64・3222)



## 令和6年3月1日から戸籍制度が利用しやすくなります!

### ① 戸籍証明書等の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります。

**どこでも** 本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

**まとめて** 欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。  
※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。  
※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

**請求者** 本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫など  
※死亡した配偶者の婚姻前の戸籍は請求できません。  
※請求者の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。  
※郵送や代理人による請求はできません。

### ② 戸籍届出時の戸籍証明書等の添付負担の軽減

婚姻届や養子縁組届などさまざまな戸籍の届出の際に、戸籍証明書の提出が不要となります。

本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになるため、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。



### ③ マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略

各種社会保障手続きにおいて、申請書と申請人等のマイナンバーを提示することにより、申請先の行政機関が戸籍関係情報を確認することができるようになるため、戸籍証明書等の添付が不要となります。

※引き続き添付が必要な場合もあります。  
※戸籍証明書等の添付が省略となる時期等については、手続きにより異なります。

### ④ 戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略

パスポートの発給申請等において、戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先の行政機関に提示することにより、戸籍証明書等の添付が不要となるため、オンラインで手続きが完了します。

順次実施予定

▶ 市民課 (☎64・3147)



## 障害のある人への「合理的配慮」を行いましょ

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。障害のある人もない人も、互いに認め合いながら、共に生きる社会の実現に向け、どのような取り組みができるか、考えて行動しましょう。

### 合理的配慮の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリア(障壁)によって生活しづらい場合があります。障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が行政機関や事業所に示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。  
※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討すること(建設的対話)が重要です。

### 不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、行政機関や事業所は、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。



詳しくは、  
市ホームページ  
をご覧ください



▶ 地域福祉課 (☎64・3204)